個別規程 IIJ オブジェクトストレージサービス

令和 6 年 8 月 1 日現在 株式会社インターネットイニシアティブ

第1条(最低利用期間)

IIJ オブジェクトストレージサービスに係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ オブジェクトストレージサービス契約」といいます。)においては、最低利用期間はありません。

第2条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを 提供します。

2 IIJ オブジェクトストレージサービスには、次のオプションサービスがあります。

(1) プライベート接続オプション

当社が IIJ プライベートバックボーンサービスで提供する閉域網に閉域接続するために必要となる接続機能を提供するもの。プライベート接続オプションには、60、100、160、250 400、A100 及び A300 のグレードがあります。

- 3 プライベート接続オプションを利用するには、当社が提供する IIJ プライベートバックボーンサービスの契約者である必要があります。
- 4 プライベート接続オプションの利用における最低利用期間はありません。
- 5 契約者が当社所定の解約申込書でオプションサービスの利用の停止に係る通知をした場合、 当該通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

第3条(解除の効力が生ずる日)

IIJ オブジェクトストレージサービスにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到達した日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解除の効力が生じるものとします。

第4条(料金)

契約者が、IIJ オブジェクトストレージサービスの利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 1 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ オブジェクトストレージサービスの申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第5条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ オブジェクトストレージサービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 2 に定めるところにより IIJ オブジェクトストレージサービスの料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第6条(保証の限定)

IIJ オブジェクトストレージサービスは、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) IIJ オブジェクトストレージサービスが常に可用であること
- (2) IIJ オブジェクトストレージサービスにより保存されたデータが消失、毀損、破損しないこと及び復元可能であること

第7条(機能の制限)

契約者が、一般規程第 19 条(禁止事項)に係る行為を行った場合、契約者の IIJ オブジェクトストレージサービスの利用に関し第三者から当社に対し苦情の申し出その他の請求等が為されかつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由により IIJ オブジェクトストレージサービスの運営に支障をきたすおそれがあると当社が判断した場合は、当社は、次の事項のいずれか又はこれらを組み合わせた措置を行う場合があります。

- (1) 一般規程第25条(利用の停止等)に基づくサービスの提供の停止等
- (2) 当該契約者に対する苦情等の解消のための第三者との協議要求
- (3) 当該契約者に対する当社のストレージに設置したデータの削除要求
- (4) 当該契約者に対し何ら通知を行うことなく、当社のストレージに設置したデータの全部若しくは一部の当社による削除、又は当社が第三者の閲覧できない状態に置くこと

- 2 前項に定める事項のほか、IIJ オブジェクトストレージサービスの運用、維持に支障をきたすおそれが生じた場合、当社は、契約者に何ら通知を行うことなく当社のストレージへのアクセスを制限する場合があります。
- 3 当社は、IIJ オブジェクトストレージサービスの安定した運用を目的として、当社の定めるところにより、セッション数及びトラフィックに関して制限を加えることができるものとします。

第8条(当社の責任の制限)

当社は、前条(機能の制限)の規定に基づき契約者が IIJ オブジェクトストレージサービスを利用して行う情報発信を制限した場合でも、契約者又は第三者に発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、IIJ オブジェクトストレージサービスを利用して契約者が行う一切の行為に対して責任を 負わないものとします。また、これら契約者の行為に係る契約者と第三者との紛争に関しては、契 約者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社はこれに関与する義務を負わないもの とします。

附則

平成27年3月1日施行

この契約約款は、平成27年3月1日から実施します。

平成27年12月1日変更

この契約約款は、平成27年12月1日から実施します。

平成28年7月1日変更

この契約約款は、平成28年7月1日から実施します。

平成 29 年 11 月 1 日変更

この契約約款は、平成29年11月1日から実施します。

平成31年3月1日変更

1 この契約約款は、平成31年3月1日から実施します。

2 平成 31 年 2 月 28 日以前の契約約款に基づき成立した IIJ GIO ストレージ&アナリシスサービス契約は、IIJ オブジェクトストレージサービス契約として有効に存続するものとします。

令和元年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和元年12月1日から実施します。

令和3年4月1日変更

この契約約款は、令和3年4月1日から実施します。

令和6年8月1日変更

この契約約款は、令和6年8月1日から実施します。

別紙 1 IIJ オブジェクトストレージサービスにおける料金等 [第 4 条関係]

1 初期費用

(1) 基本サービス

細目	料金
初期費用	0円

(2) オプションサービス

オプションサービス名	グレード	料金
プライベート接続オプション	60	当社が別途契約者に示す金額
	100	当社が別途契約者に示す金額
	160	当社が別途契約者に示す金額
	250	当社が別途契約者に示す金額
	400	当社が別途契約者に示す金額
	A100	当社が別途契約者に示す金額
	A300	当社が別途契約者に示す金額

2 月額費用

(1) 基本サービス

—	
細目	料金
ストレージ使用料	日毎の保存データ容量の最大値を 1GiB 単位で切り上げ、1GiB 当たり当社が別途契約者に示す金額を乗じた額に対し、利用日の属する月の暦月日数で除した額(小数
	点第四位を四捨五入します。)を各日のストレージ使用料とし、暦月単位で合計した額(小数点以下の端数は切り捨てます。)。

備考

- (1) ストレージ使用量に応じた従量課金となります。
- (2) 日毎の保存データ容量の最大値が OByte のときは、1GiB として計算されます。

(2) オプションサービス

オプションサービス名	グレード	料金
プライベート接続オプション	60	当社が別途契約者に示す金額
	100	当社が別途契約者に示す金額
	160	当社が別途契約者に示す金額
	250	当社が別途契約者に示す金額
	400	当社が別途契約者に示す金額
	A100	当社が別途契約者に示す金額
	A300	当社が別途契約者に示す金額

3 一時費用

第2条(オプションサービス)第2項第1号に定めるプライベート接続オプションのグレード変更にあっては、変更手数料として一回の変更につき23,000円

別紙2料金の減額[第5条関係]

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)を利用不能日の属する月の暦月日数で除した数値(小数点第四位を四捨五入します。)に、利用不能日の保存データ容量の最大値を 1GiB 単位で切り上げ、1GiB 当たり 7 円を乗じて算出した額を乗じた額を減額するものとします。